

第 1 章 計画の目的等

第 1 節 計画の目的と周知

第 1 目 的

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づいて、瀬戸内町の地域に係る災害対策に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的とする。

第 2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第 2 条に定める災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、津波、高潮、大規模火災及び地震を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定して策定するものである。

第 3 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え修正するとともに、随時必要と認める事由が生じたときは、その都度速やかに修正するものとする。

第 4 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法、消防法、災害救助法、その他の法令に特別な定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その業務を処理するものである。

第 5 防災計画の周知

この計画は、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、町民に周知徹底させるものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

本計画は、現実の災害に対して即応する構成としており、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸政策及び、町・県・防災機関・住民等の役割分担を示した。又、災害対策基本法第2条に定める災害のうち、特に暴風、洪水、津波、高潮、大規模な火災及び大地震を重点とし、災害救助法適用程度の災害を想定して策定するものである。

第1節 業務の大綱

第1. 防災関係機関の事務又は業務の大綱

本章は、瀬戸内町地域並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

1. 瀬戸内町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 瀬戸内町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防御と拡大防止に関すること。
- (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。
- (6) 被災時の文教、保健衛生対策に関すること。
- (7) 災害対策要員の供給斡旋
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等、被災者振興対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 被害対策に関する隣接村間の相互応援協力
- (12) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

2. 消防機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
大島地区消防組合瀬戸内消防分署 TEL 0997-72-1190 FAX 0997-72-1192 大島地区消防組合加計呂麻消防分駐所 TEL 0997-75-0405 FAX 0997-75-0838 大島地区消防組合本部 TEL 0997-52-0100 FAX 0997-52-5107	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に係る施設整備の調査に関すること。 ・ 災害に係る情報の収集伝達に関すること。 ・ 被災者の救難、救助に関すること。 ・ 避難、誘導活動に関すること。 ・ 火災及び救急に係る業務に関すること。

3. 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿児島県 大島支庁総務企画課 TEL 0997-57-7212 FAX 0997-57-7219 大島支庁瀬戸内事務所(総務課) TEL 0997-72-2111 FAX 0997-72-2204	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。 ・ 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。 ・ 災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関すること。 ・ 災害の防御と拡大防止に関すること。 ・ 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。 ・ 被災した県管理施設の応急対策に関すること。 ・ 被災時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。 ・ 災害対策要員の供給斡旋。 ・ 災害時における交通輸送の確保に関すること。 ・ 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。 ・ 被災施設の復旧に関すること。 ・ 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、斡旋等に関すること。 ・ 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協定に関すること。
瀬戸内警察署 TEL 0997-72-0110 FAX 0997-72-4894	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること。 ・ 災害時における社会秩序の維持及び交通・通信等警察行政に関すること。

第1編 総則

4. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
古仁屋海上保安署 TEL 0997-72-2999 FAX 0997-72-4016	<ul style="list-style-type: none"> 船舶の遭難防止対策に関すること。 遭難船舶の救助に関すること。 海上における行方不明者の捜索に関すること。 海上における物資の輸送に関すること。 海上流出油災害対策に関すること。
福岡管区気象台 TEL 092-725-3604 鹿児島地方気象台 TEL 099-250-9913 名瀬測候所 TEL 0997-52-0375	<ul style="list-style-type: none"> 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 気象、地象（地震にあつては、発生した断層連動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
町内各郵便局 （古仁屋郵便局） TEL 0997-72-0042	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における郵政業務の確保に関すること。 災害時における為替預金、簡易保険等の非常取扱い並びに災害つなぎ資金の融資に関すること。

5. 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
海上自衛隊奄美基地分遣隊 TEL 0997-72-0250	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等のほか通信の支援に関すること。
陸上自衛隊 奄美警備隊（奄美駐屯地） TEL 0997-54-1060	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における人命・財産の救援及び応急復旧活動等のほか通信の支援に関すること。

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 （NTT）鹿児島支店 TEL 0120-400998	<ul style="list-style-type: none"> 電信電話施設の保全と防災対策及び災害非常通話の調整に関すること。
九州電力株式会社古仁屋営業店 TEL 0120-986817	<ul style="list-style-type: none"> 電力施設の整備と防災管理に関すること。 災害時における電力供給確保に関すること。 被災施設の応急対策と災害復旧。
大島郡医師会瀬戸内支部 TEL 0997-72-3307	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における助産、医療救護に関すること。

瀬戸内地区医療連絡協議会	・災害時における助産、医療救護に関すること。
--------------	------------------------

7. その他地方公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
瀬戸内町石油組合 大島石油古仁屋営業所 TEL 0997-72-0001 富田商事(株) TEL 0997-72-1132	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給施設の耐震整備に関すること。 ・被災地に対する燃料供給の確保に関すること。 ・ガス供給施設の被害調査及び復旧に関すること。
あまみ農業協同組合 TEL 0997-72-1141	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農家に対する融資・斡旋及び災害復旧に関する助成。 ・災害時における主要食糧の供給。
瀬戸内漁業協同組合 TEL 0997-72-1135	<ul style="list-style-type: none"> ・漁船遭難防止の対策に関すること。 ・被災漁家に対する資金の融資斡旋に関すること。
瀬戸内町商工会 TEL 0997-72-0147	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する衣料、食糧の融資斡旋に関すること。 ・被災会員等に対する資金の融資斡旋に関すること。
瀬戸内町社会福祉協議会 TEL 0997-72-4144	<ul style="list-style-type: none"> ・被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ・救援ボランティアに関すること。
病院等経営者 瀬戸内町へき地診療所 TEL 0997-72-3211	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 ・災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ・被災負傷者等に収容保護に関すること。 ・災害時における医療、助産等の救助に関すること。 ・近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 ・災害時における収容者の避難誘導に関すること。
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
水道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の整備と防災管理に関すること。 ・災害時における水の確保に関すること。 ・被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1節 基本的責務

第1. 住民の責務

基 本 的 責 務
<p>防災の基本は、「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助である。自らが防災対策の主体であることを町民は認識するとともに、災害時等に備えるために日頃から食品、飲料水等の備蓄などに備えるとともに、町・消防機関等の行政が行う防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする防災活動と連携・協働しなければならない。</p> <p>また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町と連携・協働して、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p>

第2. 事業所の責務

基 本 的 責 務
<p>事業者（及び管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町及びその他の行政機関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めなければならない。</p>

第3. 自主防災組織の責務

基 本 的 責 務
<p>地域のコミュニティを基本とする自主防災組織は、共助の理念に基づき、常日頃から地域における危険個所や改善すべき箇所等に留意するとともに必要と認める場合、定期的で開催される報告会にて提案を行わなければならない。</p> <p>また、災害時対応に備えて定期的な防災訓練や防災活動を行い、防災意識の向上と咄嗟のときの行動が速やかに行われるようにコミュニティの結束を強くする必要がある。</p>

第 4 章 瀬戸内町の地勢と災害特性

本町は台風の常襲地帯であり、強風や集中豪雨によって、人家や農作物をはじめ土木災害等を被っている。また地域性から風も強く、交通や農作物に大きな被害を受けていることもあり、暴風対策も重要な課題である。

本章では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震災害等の災害履歴及び災害特性を示す。

第 1 節 地勢

第 1. 瀬戸内町の地勢

本町は鹿児島島の南方約 380 km、奄美大島の南端、北緯 28 度～28 度 15 分、東経 129 度 8 分～129 度 26 分の地点に位置し、大島海峡をはさんで加計呂麻島、請島、与路島の有人 3 島を含む、総面積 240 km² に及ぶ広大な行政区域を有しており、沿岸には数多くの集落が点在し海岸線は典型的なリアス式海岸を形成している。

町の北境は西へ走るイイラ岳、梅ヶ岳、油井岳、鳥ヶ岳、ブッ岳、冠岳など、最高標高 502 m の連峰を境にして宇検村及び奄美市と隣接し、東側は太平洋、西側は東シナ海に面している。

大島海峡は天然の良港が多く薩川湾、瀬相湾、久慈湾は旧海軍の基地として活用されたこともあり、現在では古仁屋漁港は第 4 種漁港として指定され、海峡全体を含めて漁船をはじめ、一般船舶の避難港として利用されており、我が国は勿論国際的海運面からも重要な役割を果たしている。

昭和 49 年 2 月には奄美群島国定公園の一部に大島海峡全域が指定され、特に海底の景観は亜熱帯海洋性観光資源として高い評価を受けている。

第 2. 瀬戸内町の気象概要

本町の気象は亜熱帯海洋性に属し、平年値における年間平均気温は 22.0℃、年降水量は 2375.2 mm で四季を通じて温暖であるが、梅雨期間から秋にかけて台風や前線による大雨に留意する必要がある。

第1編 総 則

古仁屋（古仁屋地域気象観測所 北緯 28.14、東経 129.31）

統計期間（1991年～2020年）

区分	気温℃			風速 m/s	降水量 mm	日照時間 (h)
	平均	日最高気温	日最低気温	平均	月合計	
1月	15.3	18.1	12.5	2.4	123.4	83.0
2月	15.6	18.5	12.7	2.4	116.4	79.6
3月	17.4	20.3	14.5	2.6	170.3	104.1
4月	19.9	22.7	17.0	2.5	192.7	118.6
5月	22.8	25.6	20.2	2.3	237.7	124.4
6月	25.8	28.3	23.8	2.4	395.9	98.1
7月	28.4	31.0	26.3	2.5	180.0	186.3
8月	28.5	31.3	26.3	2.7	248.2	186.3
9月	27.3	30.2	24.9	2.5	273.4	152.4
10月	24.4	27.4	21.8	2.3	194.6	147.7
11月	21.0	23.8	18.3	2.2	133.1	121.9
12月	17.2	20.0	14.4	2.2	102.3	93.8
年	22.0	24.8	19.4	2.4	2375.2	1492.8

資料：気象庁ホームページより

第3．瀬戸内町における災害記録とその特性

本町における気象災害のうち特に災害の大きいのは台風や豪雨災害であり、住家、道路決壊、田畑の被害等は、甚大である。

これは、本町の集落が海岸沿いに密集し、台風に伴う暴風、大雨、高潮、又は潮風等が原因となって災害を一層大きくしている。

7月から10月にかけては台風襲来が多く、冬は季節風の影響もきわめて大きい。

また大雨の発現を季節や要因別に分けると3月・4月の低気圧によるもの、5月・6月の梅雨前線によるもの、7月～9月の台風によるものに分けられるが、特に大きな水害を起こすような大雨は梅雨期、台風期に多くなる。

梅雨期の雨の降り方をみると、梅雨前期と末期とではかなり異なり、後半は雷を伴った局地的な豪雨が降ることが多い。特に梅雨末期の豪雨は大きな水害を起こすことが多い。

台風の発生数・奄美地方への接近数の平年値（1991年～2020年）

項目	月												年間
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
奄美地方接近数				0.0	0.2	0.4	0.7	1.1	1.3	0.7			4.3

※ 台風の接近数：奄美地方への接近数とは、台風の中心が奄美地方のいずれかの気象官署から300km以内に入った台風の数をいいます。

資料：気象庁ホームページより

第4. 災害の履歴

本町における過去の台風・大雨等による被害額は、次のとおりである。

区分 年別	人的被害 (人)	被害額 (千円)					合計
		農林水産業 施設	公共土木 施設	その他の 公共施設	農林水産 被害	その他	
平成 25 年	0	0	20,200	0	0	0	20,200
平成 26 年	0	5,730	0	0	12,144	200	18,074
平成 27 年	0	0	0	0	0	0	0
平成 28 年	0	15,707	19,172	0	0	0	34,879
平成 29 年	0	60,327	86,646	140	850	0	147,963
平成 30 年	3	208,007	96,221	24,785	20,910	2,950	352,873
令和元年	0	0	47,450	0	0	0	47,450
令和 2 年	1	16,214	174,377	4,300	0	0	194,891
令和 3 年	0	0	0	0	0	0	634
令和 4 年	0	0	0	0	0	38,497	38,497

資料：奄美群島の概況

第2節 特性

第1. 風水害

台風や集中豪雨及び季節風等による災害を幾度となく経験しており、近年においては平成22年10月の記録的な豪雨災害（いわゆる奄美豪雨）で奄美大島全体が甚大な被害を受けたほか、平成23年・24年と、あいつぐ集中豪雨に見舞われている。また、令和5年6月には、梅雨前線に伴う線状降水帯に起因する集中豪雨により、本町においても甚大な被害を受け、日常生活に不便を生じる事態も発生している。

この教訓を生かして、より一層の災害の未然防止の徹底に努めなければならない。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との連携を深め、住民の民生安定と生命・財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第2. 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。また建築物についても耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな被害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力充実強化については、消防施設及び装備の充実に努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第1編 総則

第3. 震災

平成7年においては、名瀬測候所で有感地震117回が観測され、平成13年12月9日には、住用村で最大震度5強を観測する地震が発生した。

また、阪神・淡路大震災をもたらした「兵庫県南部地震」をはじめとして、近年日本列島およびその周辺ではマグニチュード7を越える規模の大きい地震が相次いで発生していたが、平成23年3月の東日本大震災で津波の恐ろしさをあらためて思い知らされたことから、外海離島に位置する本町としては、地震による津波対策も含め、平常時から災害に備える体制を強化しておくことが必要である。

第4. 災害弱者・災害時要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、災害弱者である高齢者や身障者、あるいは観光客への万全の安全対策を講ずる。

離島という条件から、大島地区消防組合瀬戸内消防分署や本土の関係機関、関係団体との連携を密にし、有事の際は即応できるよう体制づくりに努める。